第七十六条の二第一項中「出資をいう」の下に「。次条第一項において同じ」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第七十六条の二の二　標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、その他金融機関等（連結自己資本比率（第二十五条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条及び次条において同じ。）を算出する場合にあっては第二十九条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいい、単体自己資本比率（第三十七条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条及び次条において同じ。）を算出する場合にあっては第四十一条第五項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）を除く。）に係る出資（次項及び第百七十八条の二の二において「対象出資」という。）のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十五条の算式における自己資本の額（以下この条及び第百七十八条の二の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第三十七条の算式における自己資本の額（以下この条及び第百七十八条の二の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第百七十八条の二の二第一項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2　前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十五条の算式における自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第三十七条の算式における自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。第百七十八条の二の二第二項において同じ。）を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

（他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）

第七十六条の二の三　標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十九条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第四十一条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、連結の範囲に含まれる者を除く。）をいう。第百七十八条の二の三において同じ。）の対象資本調達手段（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第八条第六項第一号に規定する対象資本調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第二十条第三項第一号に規定する対象資本調達手段をいう。第百七十八条の二の三において同じ。）のうち、対象普通株式等（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十九条第五項に規定する対象普通株式等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第四十一条第四項に規定する対象普通株式等をいう。第百七十八条の二の三において同じ。）に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

第七十六条の三の次に次の一条を加える。

第七十六条の四　標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、特定項目（第二十九条第七項第一号又は第四十一条第六項第一号に規定する特定項目をいう。第百七十八条の四において同じ。）のうち第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

第七十八条第二項中「（海外営業拠点を有しない標準的手法採用行においては、四パーセントとする。以下この注において同じ。）」を削る。

第七十九条の四第五項中「当該担保の」を「当該担保による」に改め、「実効EPEを計測する」の下に「方法を使用する」を加える。

第百三十六条第二項中「（海外営業拠点を有しない標準的手法採用行においては、二千五百パーセントとする。）」を削る。

第百三十九条の二を次のように改める。

（間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例）

第百三十九条の二　標準的手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第七十九条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$RWA^{*}=RWA\times\sqrt{(Tm/10)}$

RWA^{*}は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第七十九条の四第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネッティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

第百四十八条第一項第一号中「第百五十二条第一号及び第二号」を「第百五十二条第一号イ及びロ又は第二号イ及びロ」に改め、同項第二号中「第百五十二条第一号及び第二号」を「第百五十二条第一号イ及びロ又は第二号イ及びロ」に、「同条第一号及び第二号」を「同条第一号イ及びロ又は第二号イ及びロ」に改め、同条第二項第二号中「基本的項目及び補完的項目の合計額」を「自己資本の額」に改める。

第百五十条第四項中「（海外営業拠点を有しない標準的手法採用行においては、二千五百パーセントとする。）」を削る。

第百五十二条中「次に掲げる額の合計額」を「次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に掲げる額」に改め、同条各号を次のように改める。

一　国際統一基準行である内部格付手法採用行　次に掲げる額の合計額

イ　内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第百七十四条第一項に規定するリース料をいう。次号において同じ。）同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第百六十六条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百七十八条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額及び第百七十八条の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

ロ　内部格付手法採用行が標準的手法を適用する部分につき、第四十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。